

商品概要説明書
スーパー定期貯金<単利型>

(2019年4月15日現在)

募集期間	2019年4月15日(月)～2019年6月28日(金)
商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> (春の貯金キャンペーン)
ご利用いただける方	・個人の組合員
期間	・1年
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・20万円以上1,000万円未満 新規資金もしくは、定期貯金の満期金額に20万円以上の増額をお預入条件とします。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・年0.15%(税引後 年0.119%)を初回満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 税引後利率は下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額と異なる場合があります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%※、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。
手数料	—
満期時の取扱い方法	・元利金自動継続または元金自動継続
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
ご契約記念品	・無し
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部(電話：078-981-8769)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間の途中であっても経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・ 他の定期貯金キャンペーンとの併用はできません。 ・ 店頭表示金利は、店頭およびホームページでご覧いただけます。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。